

自転車用ヘルメット補助Q & A

No	質問	回答
1	補助の対象者はどんな人ですか？	申請日時点で行田市に住民登録している方です。
2	どんなヘルメットでも対象になりますか？	令和5年10月1日以降に購入した、安全基準を満たした3,000円以上(税込)の新品の自転車用ヘルメットが補助対象です。
3	安全基準を満たしたヘルメットとはどのようなものですか？	安全基準を満たしたヘルメットには、SGマーク、JCFマーク、CEマーク(EN1078の表記があるものに限る)、GSマーク、CPSCマークが貼付けされています。 その他の規格については、ご相談ください。
4	自転車用ヘルメットは市内の店舗で購入しなければいけないのでしょうか？	市内、市外いずれの店舗も対象になります。 また、インターネットでの購入も対象になります(フリマサイトやオークションでの購入は対象外)。
5	フリマサイトやオークションで購入した自転車用ヘルメットは対象になりますか？	対象になりません。
6	自転車用ヘルメット以外のヘルメット(バイク用、工事用等)は対象になりますか？	対象になりません。 自転車用のヘルメットを購入してください。
7	令和5年10月より前に購入した自転車用ヘルメットは対象になりますか？	代金の支払いが令和5年9月以前の場合は、対象になりません。 令和5年9月以前に予約して代金の支払いが令和5年10月以降であった場合は、対象になります。
8	ヘルメット購入の際にクーポンやポイントを用いても対象になりますか？	ポイント差し引き後の金額が3,000円以上(税込)であれば対象になります。
9	手元にレシートしかありません。領収証でなくても対象になりますか？	①購入年月日②購入金額③品名④購入店が記載されていれば、レシートでも問題ありません。
10	ヘルメット以外のものも同時に購入した領収証(レシート)でも問題ありませんか？	領収証等の明細から、ヘルメット単体の購入金額、購入年月日、購入店がわかれば、添付書類として問題ありません。
11	家族分のヘルメットを複数購入しましたが、申請はまとめてできますか？	補助を受ける方おひとりずつ申請が必要となります。お手数ですが、ヘルメットを利用される方ごとに申請をお願いします。 なお、18歳未満の方が利用されるヘルメットについては、保護者の方が申請してください。
12	補助は、何度でも受けられますか？	補助は、本制度実施中、ヘルメット利用者1人につき、1個、1回限りとなります。 令和5年度中に交付を受けた方は申請できません。
13	行田商店共通商品券はどこで使えますか？	本チラシに掲載の店舗でご利用いただけます。
14	子どもを幼児用座席に乗せて自転車に乗車する場合、子どもにもヘルメットの着用は必要ですか？また、子どものヘルメットも補助を受けられますか？	安全のために、自転車に同乗するお子様もヘルメットを着用してください。 自転車用ヘルメット購入補助は、年齢に関係なく対象になりますが、18歳未満の方が利用されるヘルメットについては、保護者の方が申請してください。
15	家に長期間使用していない未使用の自転車用ヘルメットがありますが、対象になりますか？	令和5年10月以降に購入したヘルメットが対象となるため、未使用であっても補助の対象にはなりません。 また、ヘルメットの耐用年数は概ね3年といわれていますので、是非この機会に、新しいヘルメットの購入を検討してください。
16	中学校の自転車通学用ヘルメットは対象になりますか？	自転車用ヘルメットであれば通学用でも対象になります。